

平成21年5月7日(木)  
愛知県農林水産部鳥インフルエンザ防疫対策部会  
担 当 農林水産部畜産課 三輪、桑原  
内 線 3703、3704  
ダイヤル 052-954-6426

## 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応について(第103報) ～ 4から7例目抗体陽性農家における周辺家きん農家の検査 及び移動制限区域の解除について～

### 1 清浄性の確認のための検査結果(2回目)

4から7例目の抗体陽性農家(豊橋市西七根町及び小松原町)の移動制限区域内(半径5km)の周辺家きん農家7戸について、2回目の清浄性確認のための検査を実施したところ、異常は認められませんでした。

検査実施日	検査対象	検査項目	検査結果
4月22日～ 28日	7戸 うずら 4戸 卵用鶏 3戸	臨床検査	異常は認められず
		血清抗体検査	全て陰性
		ウイルス分離検査	全て陰性

### 2 移動制限区域の解除及び消毒ポイントの廃止

1の検査結果をもって、農林水産省と協議した結果、当該区域において、今後本病を疑う事例が確認されなければ、4から7例目の移動制限区域は5月11日(月)午前0時をもって解除します。制限の対象となっていた農家はうずら4戸です。

これにより高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限はすべて解除されることとなります。また、制限の解除に伴い畜産関係車両を対象とした消毒ポイントはすべて廃止されます。

### 3 愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策会議の開催について

すべての移動制限区域の解除に伴い次のとおり緊急対策会議を開催します。

(1) 日 時

平成21年5月11日(月)午前9時30分

(2) 場 所

本庁舎6階 災害対策本部

(3) 内 容

(ア) 豊橋市で発生した高病原性鳥インフルエンザの経緯

(イ) 愛知県知事による終息宣言

\* 会議は公開で行います。

(参考) 移動制限区域の解除について

農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」において、移動制限期間は、「原則として、最終発生に係る防疫措置完了後21日以上の期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、(農林水産省の)動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する」とされており、4から7例目の移動制限区域について、農林水産省との協議が終了したため、解除するものです。

[報道機関へのお願い]

現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いします。  
今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。  
また風評被害対策として、下記の内容の宣伝にも御協力をお願いします。

**家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。**  
**うずら卵・うずら肉を食べることによって、鳥インフルエンザが人に感染することは考えられず、うずら卵・うずら肉は「安全」と考える旨の食品安全委員会委員長談話が公表されています。**